

○日額旅費支給規程

昭和二十八年九月二十一日

福島県訓令第二十号

改正 昭和三〇年九月一日訓令第二九号

昭和三〇年一〇月一日訓令第三五号

昭和三〇年一二月二七日訓令第四一号

昭和三一年四月一日訓令第五号

昭和三一年五月二八日訓令第一八号

昭和三二年二月一日訓令第四号

昭和三二年五月二七日訓令第一三号

昭和三二年一二月二七日訓令第三一号

昭和三三年三月二二日訓令第七号

昭和三三年五月二三日訓令第一五号

昭和三三年一〇月二八日訓令第三七号

昭和三五年四月一二日訓令第二四号

昭和三七年三月三十一日訓令第六号

昭和三七年八月一日訓令第一七号

昭和三八年三月一五日訓令第六号

昭和三八年四月一日訓令第一三号

昭和三八年六月二五日訓令第二三号

昭和三九年三月二四日訓令第二号

昭和三九年十一月一〇日訓令第二三号

昭和四一年四月一日訓令第一二号

昭和四一年七月二九日訓令第一七号

昭和四二年三月二八日訓令第一一号

昭和四三年三月一九日訓令第二号

昭和四四年四月一日訓令第二一号

昭和四五年三月二七日訓令第三号

昭和四五年一〇月一三日訓令第二九号

昭和四六年三月一九日訓令第六号

昭和四七年三月七日訓令第六号

昭和四七年一二月二五日訓令第四三号  
昭和四八年五月一六日訓令第一三号  
昭和四九年三月三〇日訓令第一〇号  
昭和四九年一〇月一日訓令第二四号  
昭和五〇年八月五日訓令第一五号  
昭和五〇年一二月二二日訓令第二〇号  
昭和五一年三月三〇日訓令第八号  
昭和五二年三月二五日訓令第三号  
昭和五三年四月一日訓令第九号  
昭和五四年三月三十一日訓令第二号  
昭和五四年七月一六日訓令第一五号  
昭和五五年三月二五日訓令第二号  
昭和五六年三月三十一日訓令第一号  
昭和五八年三月二九日訓令第三号  
昭和五九年三月二一日訓令第一号  
昭和六一年三月一四日訓令第一号  
平成元年三月三十一日訓令第一一号  
平成元年八月一八日訓令第二四号  
平成二年七月一二日訓令第一五号  
平成三年九月二四日訓令第一四号  
平成四年三月三十一日訓令第一三号  
平成五年三月三十一日訓令第六号  
平成七年三月三十一日訓令第六号  
平成七年九月二九日訓令第二三号  
平成一〇年三月三十一日訓令第一四号  
平成一一年三月二六日訓令第三号  
平成一三年一二月二五日訓令第一八号  
平成一六年一二月一七日訓令第三七号  
平成二二年三月二三日訓令第二号

本庁機関

出先機関

日額旅費支給規程を次のように定める。

日額旅費支給規程

第一条 福島県旅費条例（昭和二十八年福島県条例第二十四号）第二十五条の規定による日額旅費に関しては、この規程の定めるところにより支給する。

第二条 職員が研修、講習その他これらに類するもの（以下「研修等」という。）を受けるため旅行する場合において、その旅行が宿泊を要するものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間については、別表に規定する額の日額旅費を支給する。

一 ふくしま自治研修センター（以下この条において「研修センター」という。）における研修を受けるため旅行する場合 研修センターに到着する日から研修センターを出発する日までの期間

二 前号に掲げる研修以外の研修等を受けるため旅行する場合 研修等の開催地に到着する日の翌日から研修等の開催地を出発する日の前日までの期間

2 前項第一号に掲げる場合においては、同項に規定する日額旅費に加えて、次の各号に掲げる日については、当該各号に定める普通旅費を支給する。

一 研修センターに到着する日 日当（早朝出発等定額を除く。次号において同じ。）及び宿泊料を除いた普通旅費

二 研修センターを出発する日 日当を除いた普通旅費

3 第一項各号に掲げる場合において、当該各号に規定する期間を除く旅行日については、普通旅費を支給する。

4 職員が、研修等の開催期間中に他の用務で一時他の地に旅行し、若しくは一時帰庁する場合又は見学等のため一時他の地に旅行する場合の旅行日については、第一項の規定にかかわらず、普通旅費を支給する。

5 第一項第二号に規定する研修等を受ける場合で研修等の開催期間が五日を超えないときは、同項の規定にかかわらず、当該旅行の全旅行日について普通旅費を支給する。

（平四訓令一三・全改、平一〇訓令一四・平一一訓令三・一部改正、平二二訓令二・旧第三条繰上・一部改正）

第三条 前条第二項の規定により日額旅費及び普通旅費を支給する場合を除き、同日中に日額旅費と普通旅費を支給すべき事由が競合する場合には、日額旅費は支給しない。

（昭四八訓令一三・旧第七条繰上、平七訓令六・一部改正、平二二訓令二・旧第六

条繰上・一部改正)

第四条 この規程の定めるところにより日額旅費又は普通旅費を支給すべき旅行において、公用の宿泊施設がある場合その他用務地の特殊な事情等により不当に実費額を超えて旅費を支給することとなる場合又は支給される旅費によつては実費額を弁償することができない場合には、旅行命令権者は、その都度知事の承認を得て別に定める定額により、旅費を支給することができる。

(昭三八訓令六・追加、昭四八訓令一三・旧第八条繰上、平七訓令六・一部改正、平二二訓令二・旧第七条繰上)

附 則

- 1 この訓令は、昭和二十八年十月一日から施行する。
- 2 福島県職員日額旅費支給規程（昭和二十六年福島県訓令第八号）は、廃止する。

別表（第二条関係）

(平元訓令二四・全改、平二訓令一五・平三訓令一四・平四訓令一三・平五訓令六・平七訓令六・平七訓令二三・一部改正、平一〇訓令一四・旧別表第二・一部改正、平二二訓令二・一部改正)

区分		日額
ふくしま自治研修センターにおける研修を受けるため旅行する場合		一、三〇〇円
前掲以外の研修等を受けるため旅行する場合	到着する日の翌日から起算して一四日目までの日	六、四〇〇円
	到着する日の翌日から起算して一五日目から二九日目までの日	五、一〇〇円
	到着する日の翌日から起算して三〇日目以後の日	四、八〇〇円

附 則（昭和三〇年訓令第三五号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の「区分」欄及び「定額」欄に関する改正規程を除き、昭和三十年九月一日から適用する。

附 則（昭和三〇年訓令第四一号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和三十年十一月一日から適用する。

附 則（昭和三一年訓令第一八号）

- 1 この訓令は、昭和三十一年六月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則（昭和三二年訓令第三一号）

1 この規程は、昭和三十三年一月一日から施行し、同年同月同日以後に出発する旅行から適用する。

2 この規程の旅行の日前に出発した旅行についての日額旅費については、なお、従前の例による。この場合、職員の職の格付に関する規程（昭和三十二年福島県訓令第二十八号。以下「格付規程」という。）の施行の日以後この規程の施行の日の前日までの間は、改正前の日額旅費支給規程第二条第三項及び第四項並びに別表第一及び別表第二中「八級以上の職務にある者」とあるのは「格付規程の施行の日の前日において八級以上の職務にあつた者」と、「七級以下の職務にある者」とあるのは「格付規程の施行の日の前日において七級以下の職務にあつた者」と、それぞれ読み替えて、適用するものとする。

附 則（昭和三三年訓令第七号）

1 この規程は、昭和三十三年三月二十二日から施行し、同年同月同日以後に出発する旅行から適用する。

2 この規程の旅行の日前に出発した旅行についての日額旅費については、なお、従前の例による。

附 則（昭和三三年訓令第一五号）

1 この規程は、公表の日から施行し、昭和三十三年四月一日以後に出発する旅行から適用する。

2 この規程の適用の日前に出発した旅行についての日額旅費については、なお、従前の例による。

3 この規程施行の日に現に東京事務所又は物産北海道幹旋所に勤務する職員で職務の等級四等級以上の一般吏員（職員の職の格付に関する規程（昭和三十二年福島県訓令第二十八号）の施行の日の前日において八級以上の職務にあつた一般吏員で同日以降引き続き東京事務所又は物産北海道幹旋所に勤務する者を含む。）の受けるべき改正後の日額旅費支給規程の規定による日額旅費の定額は、その者がもつぱら連絡、調査等の事務に従事する吏員（以下「連絡事務等専任吏員」という。）の受ける定額以上の定額を受ける場合を除くほか、その者が引き続き東京事務所又は物産北海道幹旋所に勤務する間は、本則の規定にかかわらず、連絡事務等専任吏員の例による額とする。

附 則（昭和三三年訓令第三七号）

1 この規程は、公表の日から施行し、福島県行政組織規則（昭和三十三年福島県規則第七

十五号) の施行の日から適用する。

(昭和三三年一〇月一日から適用)

- 2 福島県行政組織規則附則第五項及び行政機構の改革に伴う関係規程の整備に関する規程(昭和三十三年福島県告示第七百二十五号)第十五条の規定により当分の間存置される林産物検査員事務所及び林務駐在員事務室に勤務する職員に対する日額旅費については、なお、従前の例による。

附 則(昭和三五年訓令第二四号)

- 1 この訓令は、昭和三十五年四月十二日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

附 則(昭和三七年訓令第六号)

この訓令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和三七年訓令第一七号)

改正 昭和三十七年四月一日訓令第一二号

- 1 この訓令は、昭和三十七年八月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。
- 2 日額旅費支給規程第二条第一項の「職務の等級五級以上の職員」の範囲については、当分の間、福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則(昭和三十七年福島県規則第八十六号)による改正前の福島県旅費取扱規則別表第一に定めるところによる。

(昭四一訓令一二・一部改正)

附 則(昭和三八年訓令第六号)

この訓令は、昭和三十八年四月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則(昭和三八年訓令第二三号)

この訓令は、昭和三十八年七月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則(昭和三九年訓令第二号)

この訓令は、公布の日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則(昭和三九年訓令第二三号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和三十九年十一月一日以後に出発した旅行から適用する。

附 則(昭和三十九年訓令第一二二号)

- 1 この訓令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 日額旅費支給規程の一部を改正する訓令(昭和三十七年福島県訓令第十七号)の一部を

次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和四一年訓令第一七号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和四十一年八月一日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和四二年訓令第一一号）

この訓令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年訓令第二号）

この訓令は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和四四年訓令第二一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年訓令第三号）

この訓令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年訓令第二九号）

- 1 この訓令は、昭和四十五年十月十五日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和四六年訓令第六号）

この訓令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年訓令第六号）

この訓令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四七年訓令第四三号）

この訓令は、昭和四十八年一月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和四八年訓令第一三号）

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。
- 2 この訓令による改正後の日額旅費支給規程の改定日、昭和四十八年四月一日以後に出発した旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 3 この訓令による改正前の日額旅費支給規程の規定に基づいて昭和四十八年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に職員に支払われた日額旅費は、この訓令による改正後の日額旅費支給規程の規定による日額旅費の内払いとみなす。

附 則（昭和四九年訓令第一〇号）

この訓令は、昭和四十九年四月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和四九年訓令第二四号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年訓令第一五号）

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

（内払）

2 この訓令による改正前の日額旅費支給規程の規定に基づいて昭和五十年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に職員に支払われた日額旅費は、この訓令による改正後の日額旅費支給規程の規定による日額旅費の内払とみなす。

附 則（昭和五〇年訓令第二〇号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年訓令第八号）

この訓令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年訓令第三号）

この訓令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年訓令第九号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年訓令第二号）

この訓令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年訓令第一五号）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 改正後の日額旅費支給規程別表第二の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年訓令第二号）

この訓令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年訓令第一号）

この訓令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年訓令第三号）

この訓令は、昭和五十八年四月一日から施行する。



附 則（昭和五十九年訓令第一号）

この訓令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年訓令第一号）

この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成元年訓令第一一号）

この訓令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成元年訓令第二四号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年訓令第一五号）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 改正後の日額旅費支給規程別表第二の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成三年訓令第一四号）

1 この訓令は、平成三年十月一日から施行する。

2 改正後の日額旅費支給規程別表第二の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成四年訓令第一三号）

この訓令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年訓令第六号）

この訓令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成七年訓令第六号）

この訓令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第六条、第七条及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年訓令第二三号）

1 この訓令は、平成七年十月一日から施行する。

2 改正後の日額旅費支給規程別表第二の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行の

うち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年訓令第一四号）

- 1 この訓令は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の日額旅費支給規程第二条第一項及び別表の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年訓令第三号）

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年訓令第一八号）

- 1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の日額旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年訓令第三七号）

この訓令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年訓令第二号）

- 1 この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお、従前の例による。